



初日の審議をお願いするものです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「調布都市計画生産緑地地区の変更（案）について」の説明をお願いします。

部長 令和3年度の都市計画変更は、2年中に生産緑地地区の買取り申出が出され、行為制限が解除されたものや、追加指定されたものについて変更を行います。

3ページにそれぞれの地区数及び面積を記載しています。変更前は地区数135件で面積が約296,230㎡でしたが、変更後は地区数136件で面積は約291,080㎡となります。変更内容の詳細については、1・2ページに記載しています。

今後のスケジュールについてですが、8月6日に開催予定の第2回狛江市都市計画審議会へ報告します。その後8月中旬頃に、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定により、東京都へ協議を行い、都市計画案の告示・縦覧を10月上旬に行い、11月中旬に開催予定の第3回狛江市都市計画審議会へ付議します。同審議会の答申を受け、都市計画決定告示を行う予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針（原案）について」の説明をお願いします。

部長 東京都は、住宅市街地の開発整備の方針を、令和4年度中に改定する予定であり、6月1日付けで、都市計画法第15条の2第2項に基づく原案の提出依頼がありました。

1ページから2ページまでについてですが、東京都は、平成29年9月、2040年代に目指すべき都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す都市づくりのグランドデザインを策定し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を改定するとともに、都市再開発の方針、防災街区整備方針及び本方針を改定し、目指すべき都市像の実現に向けた市街地再開発事業等の計画的な実施を誘導していくとしています。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と都市再開発の方針は、令和2年度に改定されています。

3ページについてですが、本方針は、住宅マスタープランの内容に適合するよう策定します。住宅マスタープランと本方針の関係性についてですが、住宅マスタープランは、住生活基本法第17条に基づき東京都における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めたもので、住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域として重点供給地域を指定します。本方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関

する特別措置法第4条第1項に基づき定められるもので、概ね5年以内に住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画決定・事業実施が見込まれる地区を重点地区として選定します。本方針における重点地区は、大都市法第4条2項に基づき、原則として住宅マスタープランにおける重点供給地域において定めることが望ましいとされています。

4ページから6ページまでは、重点地区の位置図を示します。

7ページについては、重点地区の整備又は開発の計画の概要を記載しています。重点地区の西和泉地区（狛. 1）については、現方針においても位置付けのある多摩川住宅地区地区計画の区域です。本地区の整備又は開発の目標は、既存の住環境を生かし、多世代が住み続けられる魅力ある居住環境の整備及び生活空間を確保し、住環境の向上を図ることとし、公共と民間は適切な役割分担の下に事業を推進することとします。重点地区の狛江団地地区（狛. 2）は、新規に位置付けを行う地区になり、区域は都営狛江団地の区域になります。本地区の整備又は開発の目標は、都市型住宅、公園、福祉施設、子育て支援施設、文化施設及び商業施設等の都市機能の集積を図るとともに、防災機能の強化及び住環境の向上を図ることとし、東京都と市の役割分担のもとに事業を推進することとします。今後地区計画の策定を予定している地区になります。

8ページは今後のスケジュールです。東京都は、令和4年10月頃都市計画決定を行う予定としています。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年度狛江市プレミアム付商品券の申込みの開始について」を報告してください。

部長 本事業は市内消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊している飲食店を始めとした市内事業者を支援することを目的に、商工会が主体となり実施するものです。

商品券はプレミアム率30%のデジタル商品券とプレミアム率25%の紙商品券の2種類です。デジタル商品券は1口の額面が6,500円で販売額5,000円を40,000口、紙商品券は1冊の額面が5,000円で販売額が4,000円を52,000冊用意しますが、そのうち非課税世帯への配布分11,800冊とひとり親家庭への配布分1,100冊の計12,900冊を除いた39,100冊を対象とします。市内在住・在勤に限らずどなたでも申込みができますが、申込数を一人当たり5口又は5冊を上限に、デジタル・紙のいずれか一つだけ申し込むことができます。

申込期間は8月1日から8月23日まで、デジタル商品券はオンラインにて、紙商品券はハガキにて申し込んでいただきます。ハガキによる申込みに

については8月23日消印有効とします。なお、応募数が多数となった場合は抽選を行い、その当落の結果については、デジタル商品券分はメールにて、紙商品券分についてはハガキにて、9月15日までに送付します。商品券の販売期間は9月15日から10月15日まで、その間にデジタル商品券についてはクレジット決済やコンビニ決済によりオンラインで購入し、紙商品券は市内全郵便局7局にて購入していただきます。なお、販売初日の9月15日は市役所市民ひろばにて、この日以外の販売期間中の毎週水曜日は市役所2階ロビーにて、いずれも午前10時から午後4時の間において、紙商品券を販売します。

この商品券が利用できる登録店については、6月から7月まで募集を行ったところ253店舗となり、そのうち売り場面積が500㎡以上ある大型店は11店舗です。そのうちデジタル商品券と紙商品券の両方が利用できる店舗が171店舗、紙商品券のみ利用できる店舗が81店舗、デジタル商品券のみ利用できる店舗が1店舗です。

商品券が利用できる期間は、販売初日となる9月15日から令和4年1月31日までです。

周知については、広報こまえ7月15日号や市公式Twitterのほか、登録店を一覧にしたチラシを7月15日・16日に全戸配布しました。

市 長 続いて、報告事項2「令和2年度狛江市清掃概要について」を報告してください。

部 長 主な内容は、これまでのごみ処理のあゆみや組織概要、清掃関連の歳入歳出決算額、ごみやし尿の処理、資源物それぞれの概要と収集・処理・回収量の集計等で、毎年作成しています。

令和2年度のごみの総排出量は21,205tで、平成31年度と比較して542t増加しました。要因は新型コロナウイルス感染症の影響により在宅で過ごす時間が増えたことによるものと分析しています。

庁議後、有償刊行物として登録し、関係機関等に送付するとともに、市ホームページに掲載する予定です。

市 長 続いて、報告事項3「(仮称) 狛江市和泉本町四丁目及び調布国領町八丁目周辺地区地区計画の変更について」を報告してください。

部 長 (仮称) 狛江市和泉本町四丁目及び調布市国領町八丁目周辺地区は、平成26年12月に地区計画を決定し、その後、医療福祉・文教地区の医療施設において建て替え計画の検討が進められてきました。この度、医療施設の計画を踏まえた地区施設等の整理が一定程度ついたことから、まちづくりニュースを配布するとともに、まちづくり懇談会を行います。

地区計画で定める内容は、地区施設として広場や歩道状空地を位置付ける

予定です。建築物等の整備の方針としては、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限等を定めるほか、建築物の高さの最高限度を緩和する予定です。

スケジュールについてですが、まちづくりニュースは8月4日から6日までの間に配布する予定です。9月下旬には素案に関する懇談会を開催し、12月には、都市計画法第16条に基づく原案の公告、縦覧及び意見書の提出期間を設け、併せて地区計画の原案説明会を開催します。令和4年3月頃には都市計画法第17条に基づく案の公告及び縦覧を行い、5月頃都市計画審議会を開催し、都市計画決定告示を行う予定です。

市長 続いて、報告事項4「コミュニティ・スクールの導入について」を報告してください。

部長 コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせ、学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みとされているものです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組みとして、東京都内においても、令和2年10月現在で、25以上の区市町村で導入されており、市においては、令和3年第6回教育委員会定例会において、導入について決定しました。

導入の背景としては、次のとおりです。平成29年3月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、コミュニティ・スクールの導入、学校運営協議会を置くように努めなければならないとされました。また、同法において「二つ以上の学校について、一つの学校運営協議会を置くことができる。」ともされており、複数校で一つの協議会を設置することも可能となっています。

学校運営協議会の主な役割としては次の3点が挙げられます。校長が作成する学校運営基本方針を承認すること、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができることです。なお、教職員の任用に関する意見についてどのような事項を対象とするかは、教育委員会規則で定めることとされていますので、今後検討します。

市では、令和2年8月に策定した狛江市教育大綱・第3期狛江市教育振興基本計画実施計画の中で、「コミュニティ・スクールの取組みを研究し、今後の地域の人材を活用した学校運営のあり方を検討する。」と位置付けており、学校が中核となり、幅広い地域住民の参画を得て、社会総がかりでの教育を実現することや、小中学校の連携がより一層進展し、教育活動が展開されることによる義務教育9年間の一貫した教育を目指すこと、新学習指導要領の

重要なポイントでもある社会に開かれた教育課程を実現すること等から、導入を進めます。また、本件は持続可能な開発のための教育、E S D (Education for Sustainable Development) の推進といった、様々な教育課題の実現にも寄与します。

導入に当たり、庁内の検討体制として、狛江市コミュニティ・スクール導入庁内検討委員会を設置し、設置構想や学校運営協議会規則等を検討します。今後、規則等の整備や、校長会で設置校の募集を行い、令和4年度の設置に向けて各種準備を行っていきます。本件は、総務文教常任委員会協議会へ報告します。

市長 本件については、関係部署で連携して進めてください。続いて、報告事項5「第3期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和3年度ローリング版）について」を報告してください。

部長 令和3年第7回教育委員会定例会及び第1回総合教育会議において、第3期狛江市教育振興基本計画実施計画（令和3年度ローリング版）について決定し、策定しました。本実施計画は、令和2年3月に策定した第3期狛江市教育振興基本計画で設定している施策の着実な推進に向けて、前年度の取組状況、令和3年度から5年度までの3箇年の取組内容を明らかにするため、毎年度見直し、ローリングを行い、策定するものです。

まず、1ページの1. 計画の目的にあるように、本実施計画は、第3期狛江市教育振興基本計画に設定している施策を着実に推進していくために、当該年度の当初予算の内容をベースに、取り組む内容とその手順を明らかにします。また、狛江市教育大綱の実施計画としての位置付けも持つことから、市と市教育委員会が連名で策定します。

次に、2. 計画期間と計画の見直しにあるように、教育振興基本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5箇年ですが、本計画の計画期間は、令和3年度から5年度までの3箇年です。3箇年の取組内容を明示し、毎年度、計画内容を見直す度、計画期間を1年ずつ延伸します。本計画の見直しは、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の進捗度合い等により見直した事業展開を基に、その後の計画内容を見直すものです。

令和3年度のローリング版は、2年度に実施計画を策定してから、初めての見直し及びローリングとなります。今回のローリング版の特徴として、令和2年度の実施計画策定時には一部反映しきれていなかった、新型コロナウイルス感染症への対応についても記載しています。主だったものは、令和2年度、感染症対策として、全児童・生徒の机用のパーテーションを配備するとともに、各校にサーモカメラや消毒液等、必要な備品や消耗品を配備した

こと、また、GIGAスクール構想の取組として、令和2年度、児童・生徒に対し、一人1台のタブレット端末の配備を行うとともに、デジタル教材等の活用も進めましたが、3年度もタブレット端末の効果的な活用に向けた研修会等を行っていきます。さらに、図書館においては令和2年度、来館せずに図書の貸し借りが可能な、こまえ電子図書館を開設しており、3年度も継続して運営していきます。また、コミュニティ・スクールの導入や、総合教育会議を踏まえ、市民センターの改修及び新図書館の整備に関して、市長部局からの協議申入れに基づき、ワークショップ等を通じた幅広い市民の意見聴取等を記載しています。本件は、総務文教常任委員会協議会へ報告します。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 10ページに記載されている取組内容に「楽器修繕，方向性に基づく対応」とありますが、方向性とは何ですか。

部長 現在、楽器整備の計画の見直しについて検討しており、計画を見直した際に定める方向性です。

市長 その他お知らせはありますか。

部長 台風8号についてです。

7月27日午前6時現在の情報ですが、台風8号は千葉県銚子市の南東約230kmにあり、ゆっくりとした速さで西南西に進んでいます。中心気圧は990hPa、最大風速は20m、最大瞬間風速は30mです。現在、市内には雷注意報のみ発令されていますが、東京地方に大雨警報が出る可能性があるとして発表されています。

市長 市には大きな影響はないと考えていますが、施設を所管する部署においては必要に応じ対応してください。他にありますか。

部長 市民ホール仮事務所の開設についてです。

市民ホールの改修工事に伴う、一般財団法人狛江市文化振興事業団事務所の駄倉地区センター仮事務所開設日が決定しました。市民ホールは9月1日から改修工事に伴う休館となり、同日より事務所の引越しを行い、9月6日から駄倉地区センターのホールにおいて仮事務所を開設します。移転に伴い、営業時間が午前8時30分から午後5時まで、定休日が土・日・祝日に変更となります。なお、移転後の電話番号に変更はありませんが、9月1日から5日までは移転作業を行うため、電話がつながりにくい場合があります。

市長 他にありますか。

部長 熱中症警戒アラートについてです。

令和2年度に関東甲信地方の1都8県で先行的に熱中症警戒アラートが試行実施されましたが、3年度は本格的に全国で実施しています。

アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日午後5時

又は当日午前5時に、対象都道府県に対して発表されます。

令和2年度と同様に、3年度も特別な夏として、熱中症予防と新型コロナウイルス感染症感染防止に同時に取り組む必要があります。熱中症予防スポットは実施していませんが、市民が体調を崩した場合等に備えて、大塚製薬株式会社から提供されたOS-1を各公共施設に配布しています。また、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの実施及び3密を避ける新しい生活様式を取り入れた行動をお願いしているところですが、屋外では人と2m以上離れている場合等においては、熱中症予防のためマスクを外すことも可能ですので、その旨を職員及び施設利用者に対し周知するようお願いいたします。

熱中症警戒アラートは令和2年度は8月6日から9月2日までの間に17回発表され、3年度は7月19日に1回発表されています。発表があった際は、令和2年度と同様、庁内掲示板への掲載、防災行政無線の放送及び安心安全情報メールの配信、市ホームページ、市公式Twitter及び市公式Facebookへの掲載を行います。併せて、熱中症警戒アラートについて、広報こまえ6月1日号にも掲載しています。また、熱中症予防の周知として絵手紙のポストカードを市役所庁舎等で配布しています。

部 長 5月24日に狛江消防署から熱中症の注意喚起、#7119の啓発に関するポスター掲出の依頼を受け、庁舎内掲示板に掲出したほか、公民館、地域センター、小中学校、保育園等の公共施設43箇所に掲出を依頼しました。掲出の希望がありましたら、安心安全課まで連絡ください。

市 長 防災行政無線の活用については、様々な御意見をいただいているところです。コロナ禍において在宅勤務の方が増えている中で、使用するべき緊急性について等の観点から、あり方の検討が必要だと考えています。他にありませんか。

部 長 新型コロナワクチン接種についてです。

まず、市における接種率です。7月25日時点の数値となりますが、12歳以上の対象者全体では1回目接種率は41.2%、2回目接種率は24.5%、うち65歳以上の高齢者では1回目接種率は86.5%、2回目接種率は82.7%、65歳未満の方については1回目接種率は24.3%、2回目接種率は2.8%です。高齢者の1回目接種率は先週の86.3%からほとんど増えず、2回目接種率は70.6%から82.7%と増加し、その差が縮まったことから、高齢者への接種がほぼ終了していることが推測されます。なお、65歳未満については、先週の1回目接種率の20.9%、2回目接種率の0.5%から、ともに増えています。

次に、接種予約についてですが、7月27日から、12歳から39歳までの方の予約を開始しています。対象者約25,000人に対して、7月27日現在で約

7,000の予約枠を用意しており、28日以降順次、新しく予約枠を開放していきます。開始当初は予約枠の開放割合が低く、また、対象者数も多いことから、問合せが増えることが想定されますので、対応できるよう体制を整えます。この新たな年代の予約開始のほか、防災センター会場の開設等を掲載したチラシを作成し、7月21日に全戸配布しています。また、特段の配慮が必要となる12歳から15歳までの接種については、接種するかどうかの判断材料の一つとしていただくため、別途チラシを作成し、対象者の保護者宛てに送付しています。なお、必要かつ正確な情報を掲載するため、内容については狛江市医師会の確認を受けています。

次に、予防接種証明書についてです。7月26日から受付を開始したところ29件の申請がありましたが、後日郵送する分を含め、申請者全員に交付できる予定です。

最後に、7月29日に防災センター会場を新たに開設しますが、それ以降は毎日会場が開設されること及び一定期間3会場の運営となることに加え、子どもの接種への対応等がありますので、引き続き職員の応援等、各部の協力をお願いします。

市長 新たに防災センター会場を開設し、また、受付を市役所2階に設置しますので、各職員へ周知してください。他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月3日午前9時00分から開催します。